

足立区と文教大学との包括的な連携協力に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と文教大学（以下「乙」という。）とは、包括的な連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、甲及び乙が相互の連携のもと、包括的かつ継続的な連携を推進することにより、活力ある地域づくりや人材育成を図り、地域社会の発展と大学における教育・研究に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第二条 甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に連携協力を行う。

- （１）学校教育及びその研究に関する事項
- （２）生涯学習及びその研究に関する事項
- （３）まちづくり及び地域の活性化に関する事項
- （４）人材育成に関する事項
- （５）施設及び設備の利用に関する事項
- （６）その他、甲及び乙の両者が必要と認める事項

（有効期間）

第三条 本協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に１年更新し、その後も同様とする。

（その他）

第四条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

本協定締結の証として本協定書２通を作成し、署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２９年６月１日

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

甲 足立区

区長

東京都品川区旗の台三丁目２番１７号

乙 文教大学

学長